

令和4年3月10日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）教員等による犯罪を予防するための取組について

イギリスでは、DBSという政府系機関が発行する、性犯罪歴がないことを証明する書類を提出しなければ、子供に接する職業には就けないことになっている。

日本でも、政府がこども家庭庁の目玉政策として、制度化の検討に入ったとのことだが、性被害によって子供が負う傷の大きさを考えると、早急に導入されるべきと思う。もちろん、刑期を終えた加害者の人権やプライバシーに対する配慮も必要ではあるが、子供の健やかな成長や、穏やかで幸せな暮らしを後押しするはずの教員等が、「誇り」や「挑戦」の土台となる「安心」を揺るがすことは許されない事態であり、予防する手立てをとるべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

（答）

教職員による児童生徒に対するわいせつな行為は、児童生徒の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心の傷を残すなど、心身に対する重大な影響を与えることから、決してあってはならないものでございます。

児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境を守るため、採用に当たりますでは、面接時に経歴などを慎重に確認し、教員としての適格性を厳格に見極めることや、教員免許状の失効等の記録を検索できる「官報情報検索ツール」の活用など、適切な人材の確保に向けた取組の強化を図るとともに、「日本版DBS」制度に係る国の検討状況を注視してまいります。

また、個々の教職員が孤立することなく、校内で相談しやすい環境づくりや、不祥事防止に取り組む校長への早い段階からの教育委員会の支援などにも取り組んでまいります。

さらに、児童生徒を性犯罪の被害者にさせないため、自分を尊重し、大事にする「いのちの安全教育」の推進など、児童生徒への啓発も含め、あらゆる手段を講じて、児童生徒を性被害から守ってまいります。